

## 厚生労働省への届出に関する事項

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を厚生労働省関東信越厚生局長に行っています。

### 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ◇急性期一般入院基本料 4
- ◇障害者施設等入院基本料（10対1）
- ◇ハイケアユニット入院医療管理料 1
- ◇地域包括ケア入院医療管理料 2
- ◇看護職員配置加算、看護職員夜間配置加算  
（地域包括ケア入院医療管理料の注3、注8）
- ◇電子的診療情報連携体制整備加算 2（初・再診料）
- ◇電子的診療情報連携体制整備加算 2（入院基本料等加算）
- ◇2.5対1急性期看護補助体制加算  
（看護補助者5割以上）
- ◇夜間5.0対1急性期看護補助体制加算
- ◇夜間看護体制加算  
（急性期看護補助体制加算の注3）
- ◇看護補助体制充実加算 2  
（急性期看護補助体制加算の注4）
- ◇患者サポート体制充実加算
- ◇重症患者初期支援充実加算
- ◇入院時食事療養費 1
- ◇医療安全対策加算 1
- ◇医療安全対策地域連携加算 1
- ◇特殊疾患入院施設管理加算
- ◇地域支援・医薬品供給対応体制加算 1
- ◇重症者等療養環境特別加算
- ◇病棟薬剤業務実施加算 2、3
- ◇救急医療管理加算
- ◇機能強化加算
- ◇データ提出加算 1 及び 3
- ◇せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ◇医師事務作業補助体制加算 1（2.0対1）
- ◇看護職員夜間配置加算 1.2対1 配置加算 1

### 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ◇救急外来医学管理料 3
- ◇地域連携夜間・休日診療料
- ◇院内トリアージ実施体制加算  
（地域連携夜間・休日診療料の注2、救急外来医学管理料の注7）
- ◇薬剤管理指導料
- ◇喘息治療管理料
- ◇在宅時医学総合管理料及び特定施設入居時等医学総合管理料
- ◇胃瘻造設術
- ◇運動器リハビリテーション料（Ⅲ）
- ◇脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- ◇夜間休日救急医学管理料 3
- ◇救急患者連携搬送料 2
- ◇在宅療養支援病院（3）
- ◇検体検査管理加算（Ⅱ）
- ◇CT撮影及びMRI撮影
- ◇小児食物アレルギー負荷検査
- ◇在宅がん医療総合診療料
- ◇胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ◇呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）